

綾川町立学校（園）（所）の警報発令時対応要領

（H22.5.14より実施）

（一部改正 H27.4.1より実施）

1 児童生徒「登校前」の対応

午前6時の町防災無線放送等の内容に従って行動する。

基本的な考え方

- (1) 香川県綾川町に、「暴風」「大雨」「洪水警報」「大雪警報」のいずれかが発令されている場合は、『自宅待機』とする。
- (2) **午前9時までに** 警報が**解除された場合**は、町防災無線放送の指示に従い登校する。
(ただし、午前7時以降に解除の場合、「給食は、中止」かつ「午前授業」)
- (3) **午前9時までに** 警報が**解除されない場合**は、「臨時休校」とする。
(ただし、綾上小学校に限り、午前7時までに解除されない場合は、「臨時休校」)
- (3) 警報が発令されていない場合であっても、局地的に危険状態が発生し、通学が困難と保護者が判断したときは、学校に連絡し、指示を受ける。
- (4) 地震及び降雪時の対応は、町防災無線放送により行う。

(H26までは、「午前10時までに」と明記されていた。)

2 児童生徒「登校後」の対応

児童生徒への学校の対応状況は、町防災無線放送によって保護者に通知する。

基本的な考え方

- (1) 香川県綾川町に、「暴風」「大雨」「洪水警報」「大雪警報」のいずれかが発令された場合は、『学校待機』とする。
- (2) 児童生徒の下校は、『警報解除後』とする。
しかし、警報発令下で児童生徒を下校させる必要があると校長が判断したときは、保護者の保護のもと、もしくは、教職員の十分な指導のもと下校させる。
(ただし、小学校においては、保護者に児童を引き渡すこととする。)
- (3) 局地的に発生した災害の状況については、町防災本部の情報や地区住民の情報等をもとに必ず現地確認を行い、安全性を確かめて下校させる。

3 備考

町防災無線放送による指示内容は、『臨時休校』『自宅待機』『注意して登校』の3種類とする。